

広島県告示第五十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営粟屋住宅、県営三次住宅、県営王之段住宅、県営西三次住宅、県営八次住宅、県営本町住宅、県営本町上野住宅及び県営本町大歳住宅並びに県営粟屋住宅駐車場、県営三次住宅駐車場、県営王之段住宅駐車場、県営西三次住宅駐車場、県営八次住宅駐車場、県営本町住宅駐車場、県営本町上野住宅駐車場及び県営本町大歳住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地		
広島県ビルメンテナン ス協同組合 代表理事 並川 壽男	広島市中区千田町三丁 目六番八号	平成二十二年二月二五 日	平成二十二年四月一日〜 平成二十七年三月三十一日